

区分	国 税			地 方 税			合 計
	たばこ税	たばこ特別税	小 計	道府県たばこ税	市町村たばこ税	小 計	
紙 巻 た ば こ	(円／千本)	(円／千本)	(円／千本)	(円／千本)	(円／千本)	(円／千本)	(円／千本)
葉 巻 た ば こ							
パ イ プ た ば こ							
刻 み た ば こ	6,802	820	7,622	1,070	6,552	7,622	15,244
かみ用及びかぎ用の製造たばこ							
加 热 式 た ば こ							

(注) 1. 上記は、令和7年4月現在の税率。

2. たばこ特別税は平成10年12月1日から実施。

3. 葉巻たばこ（※）及びパイプたばこは1gを1本に、刻みたばこ、かみ用及びかぎ用の製造たばこは2gを1本に、それぞれ換算する。

※ 1本当たりの重量が1g未満の葉巻たばこについては、その1本をもって紙巻たばこの1本に換算する。

4. 加熱式たばこの換算本数は、次のイ及びロの本数の合計本数による。

イ その重量（フィルター等を除く。）0.4gを0.5本に換算した本数

ロ その小売定価（消費税抜き）の紙巻たばこ1本当たりの平均価格をもって0.5本に換算した本数

5. 令和8年10月1日以降の加熱式たばこの換算本数は、上記4の換算本数に関わらず、次の加熱式たばこの区分に応じてそれぞれ換算した本数による。

(1) 紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ：その重量の0.35gを1本に換算した本数

(注) 1本当たりの重量が0.35g未満のものについては、その1本をもって紙巻たばこの1本に換算する。

(2) 上記(1)以外の加熱式たばこ：その重量の0.2gを1本に換算した本数

(注1) 品目ごとの1個当たりの重量が4g未満のものについては、その品目ごとの1個をもって紙巻たばこ20本に換算する。

(注2) 製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具で一定のものについては（注1）を適用しない。

※ 令和8年4月1日から令和8年9月30までの間の換算本数は次のイ及びロの本数の合計本数による。

イ 上記4の換算本数に0.5を乗じた本数

ロ 上記5の換算本数に0.5を乗じた本数